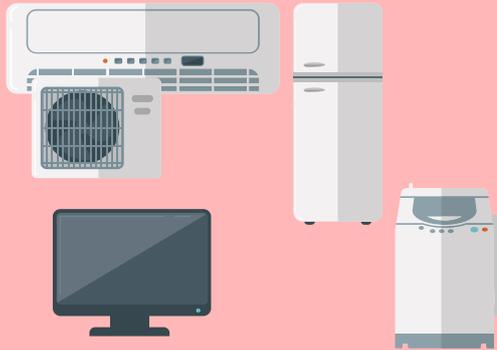


家電4品目の小売販売を行っている皆様

家電リサイクル法上の「小売業者」としての義務を遵守しましょう。

家電4品目の小売販売を行う事業者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当し、廃家電4品目を排出者から引き取り、製造業者等(指定引取場所)に引き渡すなどの義務があります。

家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）（いずれも家庭用機器のみ）



エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)・ウインドタイプに限る。)
テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
冷蔵庫・冷凍庫(ワインセラーを含む。)
洗濯機・衣類乾燥機

上記の4品目(家庭用機器)の小売販売を業として行う者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当します。法人向けに小売販売している場合であっても同様です。

◆ **家電リサイクル法違反は、行政指導・行政処分の対象となります。** 社内・各店舗の家電リサイクル法の遵守状況を確認するとともに、廃家電4品目の収集運搬を他の事業者へ委託する場合には、委託先の事業者が家電リサイクル法に沿った取組を行っているかを確認しましょう。**小売業者の委託先の事業者における家電リサイクル法違反行為は、義務主体である委託元の小売業者の違反となります。**

◆ 例えば、小売業者(小売業者の委託先の事業者を含む。)における**以下のような行為は、小売業者の家電リサイクル法違反**です。

- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者に引き渡した(リサイクル料金及び収集運搬料金の受領の有無に関わらず)。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、産業廃棄物として廃棄物処分した。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目について、盗難・紛失があった。
- ・排出者から廃家電4品目を引き取った際、家電リサイクル券の排出者控を交付しなかった。
- ・排出者からの引取義務がある廃家電4品目について、排出者から引取依頼を受けたが、商品配送を委託している配送業者においても家電リサイクル券の発券を行うことができるため、当該配送業者に伝達して、当該配送業者の名義で廃家電4品目の引取りを行わせた。

具体的な義務の内容については、下記のリーフレットを参照してください。



経済産業省・環境省「家電リサイクル法上の小売業者の義務等について」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/duties_of_retailers.pdf

経済産業省「家電リサイクル法担当者向けガイドブック2019」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/guidebook2019_mihiraki.pdf

